

# 地域未来枠

## ◆補助対象事業

地域未来創造会議での議論などを踏まえた市町村による地域の未来を創造するための調査や計画策定、実証実験等の取組み。

### 【留意点】

補助対象事業は、次のような取組みであることが必要です。

- ・事業実施者にとって新たな取組みであること（事業実施者が従来から継続して実施しているものは対象外）
- ・取組内容がメディア等を活用した広報のみのものでないこと

## ◆事業実施者

### (1) 市町村等

市町村、広域連合、一部事務組合、及び市町村が参画しかつ中心となって運営を行う実行委員会・協議会等

※熊本市が実施主体となる事業は対象としません。ただし、熊本市が他市町村等と連携して事業を実施し、その効果が県内に波及すると認められた場合は、補助対象となることがあります。

### (2) 連携する複数の市町村等

主として複数の市町村で構成する広域的な組織や広域連合、一部事務組合または、これらのうち2つ以上の組織で構成する広域的な組織等（詳しくは、くまもと未来づくりスタートアップ補助金交付要項をご覧ください）。

## ◆補助種別・補助率・補助上限額等

事業実施者	補助種別	補助率	補助上限	補助下限
市町村等 連携する複数の市町村等	ソフト	補助対象経費の2/3以内	5,000千円	1,000千円

- ・一つの事業実施者が同一の分野で複数の補助対象事業を実施する場合における、それらの事業の補助金の額（交付申請（予定）額）の合計は、当該分野の補助上限額と同額以下とします。〔詳細は「令和7年度（2025年度）くまもと未来づくりスタートアップ補助金交付要項(案)」及びP11を参照〕
- ・ICT（情報通信技術）を活用する場合は、1,000千円を限度に補助上限額の上乗せを行います（事業の内容がICT活用経費のみである場合も対象となります）。〔詳細はP12を参照〕

### 【留意点】

- ・補助金交付決定後に補助金の下限額を満たさなくなった場合は、知事がやむを得ない事情があると認める場合を除き、補助金の交付はできません。

## ◆補助対象経費

補助対象事業の実施に要する経費。

なお、次の経費は除きます。

- ・事業実施者の組織や施設の運営に要する経費
- ・飲食に要する経費
- ・出資、出捐、貸付に要する経費
- ・土地の取得、賃借、補償に要する経費
- ・建物等の構造物の新築、増築、改修及び取得に要する経費
- ・備品の取得をする場合の登記、登録、保険等の諸経費  
※ 登記、登録等を必要とする備品の取得は、法人格を有する団体に限ります。
- ・その他、知事が不相当と認める経費

### 【留意点】

- ・本事業で新たに人を雇用する場合は、実績報告時に賃金台帳等や出勤簿等が必要となります。

### 【補助対象事業に収入がある場合の取扱い】

補助対象事業に、参加料等による事業収入がある場合は、補助対象経費からこれらの収入を控除した金額に補助率をかけて補助金額を算出します。

ただし、自己資金が500千円に満たない場合には、補助金等によってまかなわれる部分以外の部分（補助裏）として、500千円を限度に事業収入を自己資金扱いにできます。

## ◆審査項目及び配点

- (1) 地域未来創造会議の議論などを踏まえた目的や内容を設定しているか (20点)
- (2) 調査や計画策定後に想定される事業（本事業）の成果は地域全体（複数市町村）へ影響するものと考えられるか (20点)
- (3) 地域（1市町村でも可）の課題を踏まえたものであるか (20点)
- (4) 他の市町村との連携（検討への参画や調査等への協力等）が期待できるか (20点)
- (5) 地域（1市町村でも可）の個性や資源（歴史、文化、自然等）を踏まえたものであるか (20点)

## ◆補助対象事例

【以下に示す事業例は、補助対象事業となる全てではなく、また、これらをそのまま、あるいは手直しして申請しても必ずしも採択されるものではありません。】

- 二地域居住の推進に向けた調査・計画策定の取組み
  - ・ 交流拠点の整備やコワーキングスペースの設置のための事前調査を実施し、それらを反映した二地域居住の促進に係る計画策定の取組み。
- 地元住民と観光客が共に活用できる公共交通の調査・実証実験
  - ・ 地元住民と観光客がそれぞれで必要としているルートや時間帯、移動手段の洗い出し調査を実施し、双方に利便性の高い公共交通の導入に向けた実証実験の取組み。